

# 北京市特許保護及び促進条例

2005年5月20日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 北京市特許保護及び促進条例

(2005年5月20日北京市第12回人民代表大会常務委員会の第20回会議採択)

## 第1章 総則

**第1条** 発明創造の特許権を保護し、発明創造を奨励し、これらを広く推進、応用し、科学技術の進歩と革新を促進し、社会主義の市場経済秩序を保護し、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許実施細則」及びその他の関連法律、行政法規に基づき、本市の実情に照らし、本条例を制定する。

**第2条** 本市の行政区域内における特許紛争の行政処理及び仲裁、特許の違法行為の調査、処分、特許出願及び実施等の保護及び促進業務に対し、本条例を適用する。

**第3条** 市及び区、県の人民政府は、特許業務を国民経済と社会の発展計画に導入し、特許の保護と発展綱要を制定して、特許の創造と活用を奨励及び支持し、特許事業の発展に要する経費を保障しなければならない。

**第4条** 市の特許管理部門は、技術革新の促進、法に基く保護、サービス徹底の原則を遵守し、特許の保護及び促進業務を行うものとする。

区、県の特許管理部門は、市の特許管理部門の指導の下、特許の保護及び促進に関する業務を行うものとする。

発展改革、科学技術、工業促進、教育、農業等の関連行政主管部門は、各自の職責に基づき関連する特許の保護及び促進業務を行うものとする。

**第5条** 市及び区、県の人民政府及びその関連部門は、特許の宣伝教育を展開し、特許の保護及び促進の良好な環境を確立しなければならない。

ニュース、出版、放送、テレビ等の単位は、特許の知識に対する宣伝を強化し、社会全体の特許の意識を向上させなければならない。

本市は、教育機関による特許の知識に関する教育の実施、大学の創造環境を奨励し、特許の知識に関する課程を開設するものとする。

## 第2章 特許の保護

**第6条** 市の特許管理部門は、特許保護業務の連絡調整システムを確立し、特許の違法行為を法に基づき調査、処分し、特許権侵害紛争を処理し、特許権者の合法的權益を保護しなければならない。

**第7条** 如何なる単位及び個人も他人の特許権を侵害、他人の特許を詐称してはならず、非特許製品を特許製品であると詐称又は非特許方法を特許方法であると詐称してはならな

い。

如何なる単位及び個人も前項において禁止される行為に対して、資金、場所、輸送手段、生産設備等の生産経営に便宜を提供してはならない。

**第8条** 特許権者の許諾を得ず、その特許を実施し、特許権侵害紛争が生じた場合には、当事者の協議により解決するものとする。協議に応じない又は協議が合意に達しなかった場合には、特許権者又は利害関係人は法に基づき人民法院に提訴することができ、また、市の特許管理部門に処理を請求することができる。

**第9条** 当事者は次に掲げる要件に該当する場合には、市の特許管理部門に特許権侵害紛争処理を請求することができる。

- (1) 請求者が特許権者又は利害関係人である場合。
- (2) 被請求者を明確に特定することができる場合。
- (3) 明確な請求事項及び具体的な事実、理由が存在する場合。
- (4) 被請求者の住所地又は権利侵害行為地が本市の行政区域内である場合。
- (5) 当事者が当該特許権侵害紛争について人民法院に提訴していない場合。

**第10条** 当事者が特許権侵害紛争処理を請求する場合には、申請書及び対象特許権の特許証及びそのコピーを提出し、被請求者の人数分の申請書の副本を提出しなければならない。

特許権侵害紛争が新製品製造の方法の発明特許に関連する場合は、同様の製品を製造する単位又は個人は、その製品の製造方法が特許方法と異なるという証明を提供しなければならない。実用新案の特許に関連する場合は、市の特許管理部門は、特許権者に国务院の特許行政部門が作成した検索報告を提出するよう請求することができる。

**第11条** 市の特許管理部門は、特許権侵害紛争処理の申請書及び関連証拠を受領した日から5日勤務日以内に法に基づき審査し、受理をするか否かの決定を行い、書面にて請求者に通知しなければならない。また、提出された資料が不完全である場合には、請求者に規定期間内に補足資料を請求することができる。

**第12条** 市の特許管理部門は、特許権侵害行為が成立すると認定し、処理を決定した場合には、次に掲げる規定に従い権利侵害行為を制止するための措置を講じなければならない。

(1) 権利侵害者が特許製品を製造している場合には、権利侵害者に直ちにその製造行為を停止し、権利侵害製品を製造するための専用の設備又は鋳型を廃棄するよう命じ、且つ未販売の権利侵害製品を販売、使用又はその他の方法によりそれを市場に供給してはならないことを命じる。

(2) 権利侵害者が特許方法を実施している場合には、権利侵害者に直ちにその使用行為を

停止し、特許方法を実施するための専用の設備又は鋳型を廃棄するよう命じ、且つ特許方法により直接得られる権利侵害製品を販売、使用又はその他の方法によりそれを市場に供給してはならないことを命じる。

(3) 権利侵害者が特許製品を販売又は特許方法により直接得られる製品を販売している場合には、権利侵害者に直ちにその販売行為を停止するよう命じ、且つ未販売の権利侵害製品を販売、使用又はその他の方法によりそれを市場に供給してはならないことを命じる。

(4) 権利侵害者が特許製品を販売又は特許方法により直接得られる製品の販売を許諾している場合には、権利侵害者に直ちにその許諾行為の停止、影響の除去を命じ、且つ実質的な如何なる販売行為も行ってはならないことを命じる。

(5) 権利侵害者が特許製品又は特許方法により直接得られる製品を輸入し、それがすでに本市に搬入されている場合には、権利侵害製品を販売、使用又はその他の方法によりそれを市場に供給してはならないことを命じる。

(6) 権利侵害者が生産経営を目的として特許権侵害製品を使用している場合には、権利侵害者に直ちに使用行為を停止するよう命じる。

前項の第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(5)号、第(6)号に規定される措置を講じても権利侵害行為を制止することができない、又は権利侵害製品の保管が困難な場合には、市の特許管理部門は、権利侵害者に権利侵害製品を廃棄又は破壊するよう命じることができる。

**第13条** 市の特許管理部門による特許権侵害紛争の処理、他人の特許を詐称又は非特許の特許であると詐称する行為の調査、処分において、調査、証拠収集をおこなう場合には、必要に応じ、次に掲げる職権を法に基づき行使することができる。

- (1) 当事者と証人に質問する。
- (2) 事件と関係がある契約、函面、帳簿等の資料を調べ、複製する。
- (3) 測量、写真撮影、録画等の方法を採用し、現場検証を行う。
- (4) サンプルを抜き取り、証拠収集を行う。
- (5) 登録の保存。
- (6) 製造方法の特許権を侵害する疑いのある事件については、調査対象者に現場において実演させることを要求する。

特許の行政法律執行人員による調査、証拠収集に対し、関係部門と個人は援助、協力し、実情を報告しなければならず、拒絶、妨害してはならない。

**第14条** 当事者は次に掲げる特許紛争について市の特許管理部門に調停を申し立てることができる。

- (1) 特許権侵害の賠償金額に関する紛争
- (2) 特許出願権と特許権の帰属に関する紛争
- (3) 発明者、創作者の法的地位に関する紛争

(4) 職務発明創造の発明者、創作者の報奨及び報酬に関する紛争

(5) 発明特許出願公告後、特許権が付与される前に発明が実施され、適切な使用料が支払われないことに関する紛争

前項の第(5)号に掲げた紛争について、特許権者が市の特許管理部門に調停を申し立てる場合には、特許権が付与された後でなければならない。

**第15条** 特許の紛争の調停は、自由意思、適法の原則が堅持されなければならない。調停を経て合意に達した場合には、市の特許管理部門は、調停協議書を作成しなければならない。調停が成立しなかった場合には、市の特許管理部門は調停を終了させ、当事者双方に法に基づき人民法院に提訴することができる旨を告知することができる。

**第16条** 展覧会、博覧会、交易会等の主催者は、これに参加する特許表示のある製品又は技術に対して、その特許証又は特許権の実施許諾契約書を調査確認することができる。特許証又は特許権の実施許諾契約書を提供しない場合には、それが特許製品又は特許技術の名義を用いて展示に参加することを拒絶することができる。

**第17条** 特許技術の取引において、譲渡人は法律、法規の規定に違反し、譲受人の合法的権益に損害を与えてはならず、技術の競争と発展を制限してはならない。

**第18条** 他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為に対して、単位及び個人は市及び区、県の特許管理部門に告発することができる。

市及び区、県の特許管理部門は、告発制度を確立し、告発方法を周知させ、告発者の秘密を保持しなければならない。

**第19条** 市の特許管理部門は、他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為及び故意に特許権侵害を実行する行為のデータ管理制度を確立しなければならない。本市の企業の信用の情報システムに導入し、社会に対して公告するものとする。

### **第3章 特許の促進**

**第20条** 本市は企業、研究開発機構、大学が特許戦略及び技術の規格化戦略を制定することを奨励し、科学技術の研究開発及び特許の実施に対する業務を強化する。また、個人が発明創造を行い、特許を出願することを奨励する。

本市は特許の研究開発、実施及び取引のサービス基盤を確立し、単位及び個人のためにサービスを提供するものとする。

**第21条** 本市は特許奨励を設立して、本市において発明創造がなされ、且つそれが実施され、本市の経済促進及び社会発展のために顕著に貢献した特許権者に対して奨励を行うものとする。

**第 22 条** 本市は、企業及びその他の組織が特許の研究開発活動の活性化を奨励し、その特許の研究開発費用は、国及び本市の技術進歩の促進規定に照らし、コスト費用として計上し、相応の税収の優遇政策を享受するものとする。

企業が特許を買い取る際に発生した費用は、規定に基づいてコストに算入することができる。

**第 23 条** 特許権の譲渡契約、特許出願権の譲渡契約、特許実施許諾契約が法に基く登録認定を経た場合には、当事者は国及び本市の技術取引に関する税収の優遇政策を享受するものとする。

**第 24 条** 単位と個人の発明創造、特許出願、特許の実施において、特殊な困難を伴うために援助を要する場合には、政府の財政資金の資金援助を申請することができる。資金援助の具体的な方法は、市の特許管理部門及び市の財政部門が市の科学技術、発展改革、工業促進等の行政主管部門と共同して制定するものとする。

**第 25 条** 特許権を付与された単位は、法律、法規の規定に基づき、職務発明創造の発明者、創作者に報奨又は報酬を与えなければならない。特許権を譲渡した場合には、他人に特許の実施許諾をした場合の規定を参照し、職務発明創造の発明者、創作者に報奨又は報酬を与えなければならない。

報奨及び報酬は現金、株式、株権の収益又は当事者の約定に基づくその他の方法により給付することができる。給付する数量、日時及び方法等については、当事者が法に基づき約定するものとする。

**第 26 条** 本市政府の財政が出資している科学技術計画プロジェクトにおいて特許が生じる可能性がある場合は、科学技術等の行政主管部門はプロジェクトの請負単位と特許対象を約定し、特許の取得状況を科学技術計画プロジェクトの検収内容に加えなければならない。特許出願により生じた費用は、科学技術計画プロジェクトの経費に算入することができる。

本市政府の財政が出資している科学技術計画プロジェクトにおいて生じた特許は、プロジェクトの請負単位の所有に帰属するものとする。プロジェクトの請負単位は、特許の実施、実施許諾、譲渡、株式投資等の決定を自ら行いそれに応ずる収益を得るものとする。但し、科学技術等の行政主管部門及びプロジェクトの請負単位との間に特許権及び特許権に関連する権利について別途約定がある場合には、この限りでない。

**第 27 条** 本市政府の財政資金が出資する研究開発、技術改良、技術導入プロジェクトの申請が発明特許、実用新案特許に及ぶものである場合には、申請者は科学技術、発展改革、工業促進等の関連行政主管部門に関連技術の特許文献検索報告書を提出しなければならない。

申請者が関連技術の特許文献検索報告書を提出しない場合は、関連行政主管部門はプロジェクトを立案してはならない。

**第 28 条** 本市は特許権者が法に基づきその特許を実施することを奨励する。

実施条件を具備し、適時に実施することができない単位が享有する特許について、本市は職務発明創造の発明者、創作者又はその他の単位又及び個人が特許権を享有する単位と契約締結の方法により実施することを奨励する。

**第 29 条** 政府調達は、国の経済及び社会発展の政策目標の実現に有益でなければならず、本国が独立して研究開発した特許を含む製品を優先的に調達するものとする。

**第 30 条** 本市は特許の仲介サービス機構の発展を奨励する。

特許の仲介サービス機構及びその従事者は、自律を強化し、業務レベルを絶えず向上させ、委託人のために便利で高品質のサービスを提供しなければならない。

特許の仲介サービス機構及びその従事者は、法に基づき業務に従事し、不正な手段による業務の誘致、委託人との共謀による不正な利益の取得、委託人の営業秘密の漏洩等の違法活動に従事してはならない。

市及び区、県の特許管理部門の従業員は、特許の仲介サービスに従事してはならない。

**第 31 条** 関連業界協会は、特許の知識の宣伝と養成研修を行い、会員が特許を出願、実施することを奨励し、会員に他人の特許権を尊重するよう促し、会員のために特許のコンサルティングサービスを提供しなければならない。

#### 第 4 章 法律責任

**第 32 条** 本条例の規定に違反する行為について、法律、行政法規により法的責任が定められている場合は、その規定に従い法的責任を追及するものとする。法律、行政法規に定めのない場合は、本条例に基づき、法的責任を追及するものとする。

**第 33 条** 本条例第 7 条の第 1 項の規定に違反し、他人の特許を詐称し、非特許製品を特許製品であると詐称又は非特許方法を特許方法であると詐称した場合には、市の特許管理部門により「中華人民共和国特許法」の関連規定に基づき処理するものとする。

本条例第 7 条第 2 項の規定に違反した場合には、市の特許管理部門により次に掲げる規定に基づき処理するものとする。

(1) 他人の特許権を侵害するために生産経営の便宜を提供した者に対して、是正を命ずる。

(2) 他人が他人の特許を詐称する行為を実行していることを知りながら、その者に生産経営の便宜を提供した者に対し、是正を命じ、公告し、違法所得を没収し、また、違法所得の 3 倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない場合には、5 万元以下の罰金に処することができる。

(3) 他人が非特許製品を特許製品であると詐称し、又は非特許方法を特許方法であると詐称していることを知りながら、その者に生産経営の便宜を提供した者に対し、是正を命じ、

公告し、5 万元以下の罰金に処することができる。

**第 34 条** 本条例第 13 条の第 2 項の規定に違反し、特許の行政法律執行人員の法に基く職務の遂行を拒絶、妨害し、治安管理に違反する行為に該当する場合には、公安機関により治安管理处罰の関連規定に基づき処罰するものとし、犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及するものとする。

**第 35 条** 本条例第 27 条の規定に違反し、関連技術の特許の文献検索報告書が未提出であるプロジェクトが立案され、国家に経済的損失を与えた場合には、監察機関が関連行政主管部門の直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対して行政処分を行うものとする。

**第 36 条** 特許の仲介サービス機構及びその従事者が本条例第 30 条第 3 項の規定に違反した場合には、市の特許管理部門又はその他の部門が法に基づき処理するものとする。

**第 37 条** 市及び区、県の特許管理部門の従業員及びその他の国家機関の業務に関連する人員の職務懈怠、職権濫用、汚職が犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及し、犯罪に至らない場合には、法に基づき行政処分を行うものとする。

## **第 5 章 附則**

**第 38 条** 本条例は、2005 年 10 月 1 日から施行する。